

○厚生労働省令第十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十九日

厚生労働大臣 根本 匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜二十六 (略)</p> <p>二十七 (略)</p> <p>二十八 N―(一―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―(シクロヘキシルメチル)―H―イン ドール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>二十九 (略)</p> <p>三十〜六十 (略)</p> <p>六十一 (略)</p> <p>六十二 N―エチル―(二―フルオロフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>六十三 (略)</p> <p>六十四〜百六十四 (略)</p> <p>百六十五 (略)</p> <p>百六十六 N―(二―フルオロフェニル)―N―(一―フェネチル)ピペリジン―四―イル)プロパンアミド及びその塩類</p> <p>百六十七 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜二十六 (略)</p> <p>二十七 N―(一―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―(シクロヘキシルメチル)―H―イン ダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>二十八 N―(一―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―二―イル)―(四―フルオロベンジル)―H―イン ダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>二十九〜五十九 (略)</p> <p>六十 一―(四―エチルフェニル)―N―(二―メトキシベンジル)プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>六十一 N―エチル―(三―フルオロフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>六十二〜百六十二 (略)</p> <p>百六十三 N―(四―フルオロフェニル)―N―「二―フェネチル)ピペリジン―四―イル」ブタナミド及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百六十四 一―(二―フルオロフェニル)プロパン―二―アミン</p>

百六十八〜二百五十
二百五十一 (略)

二百五十二 N―(四―メトキシフェニル)―N―(一―フェネ

チルピペリジン―四―イル) ブタンアミド及びその塩類

二百五十三 (略)

二百五十四〜二百七十八 (略)

及びその塩類

百六十五〜二百四十七 (略)

二百四十八 一―「一―(ニ―メトキシフェニル)―ニ―フェニ
ルエチル」ピペリジン及びその塩類

(新設)

二百四十九 ニ―(ニ―メトキシフェニル)―一―(ニ―ペンチ

ル―一H―インドール―三―イル) エタノン及びその塩類

二百五十〜二百七十四 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。